

## 見積合参加者心得（電子入札用）

第1条 見積者は、積算に必要な資料として提示、貸与する設計書、図書、仕様書その他の書類及び現場等を熟慮のうえ見積ること。ただし、内訳書等の中の数量等は、参考にして、その過不足について市はその責めを負わない。

第2条 見積者は、定められた期間内に電子入札システム（以下「システム」という。）により見積書を提出すること。

第3条 見積合せは1回とし、最低見積額を提示したものと契約金額の交渉を行う。

第4条 見積合せは、市が指定した日時に行い、その結果をシステムにより公表するものとする。

第5条 次の各号の一に該当すると認められる見積書の提出は、これを無効とする。

（1）見積書提出の資格がないにもかかわらず提出したとき。

（2）市が指定した日時までに見積書が到着しないとき。

なお、見積書の到着とは、システムで見積書を提出し「見積書受理書」等が発行された時点とする。

（3）見積合せに際して、濫りに価格を競り上げ、もしくは競り上げる目的をもって連合したるもの。

（4）見積者の電子計算機等の異常により見積合せ時において文字、数字等が判読できないとき。

（5）システムの不正利用又は電子証明書の不正使用を行ったとき。

（6）見積依頼通知を受けた後、東村山市から指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた者が見積したとき。

（7）その他、本見積合参加者心得によらないもの。

第6条 契約の相手方と決定されたものは、決定の日から起算し、5日以内に契約を締結するものとする。正当な理由なく前記の期間内に契約を結ばないときは、契約の意思なきものとして処理する。

2 前項の規定にかかわらず、新年度の準備行為として行う見積合せで契約の相手方と決定した場合は、市が定める日に契約を締結するものとする。

3 契約締結までの間に東村山市において指名停止措置又は入札参加排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

第7条 契約書は、東村山市指定の契約書を使用し、契約書には、仕様書、図面、その他必要書類を添付し、作成するものとする。ただし、特別の事由があり、これを市が認めた場合は、この限りでない。

第8条 契約保証金は、特に指示のない場合は、不要とする。

第9条 契約代金の支払いは、原則として検査合格の後全額を支払うものとする。

第10条 その他特記なき事項は、当市契約事務規則等の関連法規定による。

東村山市長 渡 部 尚